大分大学の国際交流に関する基本方針

平成18年10月18日教育研究評議会決定

I 総論(基本的事項)

国立大学法人大分大学(以下、本学という)が位置する大分は、大友宗麟の時代に既に世界に目を向け、諸外国との交易で繁栄する国際都市であり、ポルトガル宣教師による日本で初めての小児医療施設の開設などに見られる如く、他に先駆け諸外国との交流を行い、異文化交流を進めてきた伝統を有している。

また、近年の経済のグローバル化や IT 革命は大学の国際化の波を更に加速させており、本学においても国際性及び国際貢献の飛躍的な拡大が求められている。

このような環境にあって、本学は大学憲章において「地域社会・国際社会との双方向的コミュニケーションに基づく貢献と交流の積極的な推進も重要な課題となっている。」とし、国際交流を重要な課題として位置づけている。したがって、本基本方針としては、世界に通用する人材の育成、大学の先端的教育・研究・医療の成果の国際社会への還元、国際社会との多面的連携と共存及びその発展への貢献を目指すこととする。そして世界各国、特にアジアの近隣諸国との交流の拡大及び教育・研究の連携を図ることによって、国際的拠点大学としての役割を果たすこととする。

本学はこのような目標を実現するため、以下の施策を講じる。

- (1) 明確な国際化戦略、国際化計画及び実施方策を設定する。
- (2) 学術交流、学生交流などの交流事業を一元化して、国際化に対応できる組織を構築 する。学内外からの資金を募り、国際交流基金を拡大して、国際交流の推進基盤を 構築する。
- (3) 県内外の高等教育機関との連携を強化し、国際交流に関連した教育・研究資源を有効利用することにより優れた教育環境を創る。
- (4) 優秀な留学生の獲得、学部学生・大学院生の交流の拡大を図るため、海外の大学と 積極的に連携し、新たな国際教育プログラムと体制を確立する。特に、アジア・リ テラシーを有する学生を輩出することに努める。
- (5) 先端的科学技術、医療、教育方法及び各分野の研究成果に基づいた国際貢献を行うとともに、諸外国の先端的科学技術、最新理論と方法を導入するためのネットワークを構築する。また、教員の海外での学術交流を推進するための諸方策を構築するとともに、海外からの研究者の招聘のための制度、研究・交流施設の整備を行う。

Ⅱ 学生・教育的交流のあり方

1 外国人留学生の受け入れと教育にかかわる方針

総論にあるように、本学では国際交流を重要な課題として位置づけているが、平成17年度の留学生の在籍数は約170名で、全学生に占める外国人留学生の割合は約3%と低い。また、その大多数は私費留学生であり、日本政府奨学金を受給する国費留学生は1割強に過ぎない。今後は留学生の量的拡大だけでなく質的向上も図る上で、特に次の点を充実していく必要がある。

(1) 留学情報の充実

留学生交流を推進するためには、より分かり易く、入手しやすい方法による情報の提供が不可欠である。そのためには、留学生向けの印刷物及びホームページなどによる各学部や大学院の開講科目や研究テーマ、また入学試験に関する情報提供の一層の充実化が必要である。また、日本語・英語だけでなく中国語、韓国語などでも情報を提供することが望まれる。

(2) 奨学金の充実

留学生に支給される奨学金は総じて年々減額される傾向にあり、また、本学より支給される奨学金も限られている。今後は、経済的に恵まれない優秀な学生に十分な勉学の機会を提供する上でも、大学、部局レベルで支給する奨学金を増やしていく必要がある。

(3) 教育プログラムの充実

優秀な留学生の受け入れを増やしていくためには、全力をあげて教育プログラムをより充実させることが不可欠である。現在、留学生を対象としたプログラムとしては、教養教育における日本語・日本事情科目、英語による IPOU(International Program at 0ita University)専門科目、日本語研修コース科目及び日本語補講などが実施されている。これらのプログラムは、正規学生のみならず短期留学生や研究生も対象としているが、近年の留学生数の増加および留学目的や留学期間の多様化をふまえ、今後は個々の留学生の特性や学習ニーズに十分応えうるカリキュラムを提供していくとともに、海外の協定校とのダブルディグリー制度(注)の推進などについても可能性を探る必要があるであろう。しかし、これらの目的を達するためには現在の教員数では不十分であり、今後は教員の増員、外国人教員の採用が望まれる。また、正規学生の専門教育についても各部局を中心として留学生が求める教育プログラムを積極的に確立していく必要がある。さらに、新たなカリキュラムを確立し、提供していくと同時に、学部で提供されている日本人向けの授業に、留学生が積極的に出席し、日本人学生と知的交流ができるような体制も整えていく必要がある。これらの教育プログラムの充実化においては、留学生センターと各部局の密接な連携も重要である。

(注)ダブルディグリー制度とは本学の学生が一定期間協定校で学ぶことによって、卒業時に大分大学の学位と海外派遣先の大学の学位の双方を取得できる制度である。

(4) 教育施設の充実

本学において、今後も優秀な留学生を増やしていくためには、学習環境のハード面の整備も重要である。一般に留学生用の日本語、日本事情の授業では、講義形式よりも発表やディスカションなどの演習形式が主であり、情報機器の設置も不可欠であるため、現状では、十分な学習効果が得られないのが実情である。今後は教員と学生の双方向のコミュニケーションが可能な少人数クラス用の教室に、IT機器などの設備が設置された語学教育機能を持つ教育施設の拡充が望まれる。

(5) 居住環境の整備

本学における留学生用宿舎の絶対数は極めて少ない。またその施設・設備の管理や老朽化などの問題、宿舎間の施設・設備の水準の不均衡の問題等を含め、諸々の問題点が存在する。欧米の大学及びアジアの多くの大学においては、かなりの数の学生が大学の宿舎に居住しており、留学生は正規学生の一部として大学の宿舎への入居を認められている。そのように整備された環境に比べ、本学の留学生の居住環境は早急な改善が必要な状況にある。良質の居住環境を提供するためには、学生寮のリフォーム及び有効利用等を含めた早期の対策が求められる。

(6) 生活支援

留学生の生活指導において、留学生が学業に専念でき、有意義な留学生活を送れるよう物心両面からの生活支援を考える必要がある。このため、学内外の関係者及び支援者・組織の連携を図り、心身の健康管理体制及び多言語で対応可能なカウンセリング制度を含む各種相談体制の整備等を進める必要がある。また、これには地域社会との交流も不可欠である。ホームビジット・ホームステイ、地域の祭りへの参加、地域住民との国際交流会等の多種多様な交流を通じた支援者の獲得及び留学生支援組織「大分大学外国人留学生友の会」会員の増員も必要である。

2 学生の海外派遣の拡大と支援に係る方針

国際化時代を担う学生育成の必要性が叫ばれる現代において、本学においても異文化理解力、国際的視野での情報活用能力や外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した教育のあり方が問われるようになった。海外協定交流校への派遣留学制度は日本人学生に国際感覚を養う機会を提供するとともに、外から日本の社会や文化を客観的に分析する視野を与える。しかしながら、各国の協定校で学んでいる本学の学生数は年間20名未満で、この派遣学生数は本学の国際化を目指した学生教育が十分に機能していない実態を表している。

このような状況を改善するために、全学をあげて、学生が積極的に派遣留学を選択できる

ような体制作りに着手し、派遣留学を推進する基本政策を立案することがまず望まれるであるう。 取り組みとして具体的には、以下の6つの点が挙げられる。

(1) 単位互換制度の整備

現在、派遣留学中に取得した単位の本学への読み替えは実施されてきているものの、学生に対して単位互換に関する一定の基準が明確にされていない。今後は、派遣留学が決定した学生の所属学部が、留学前に単位互換の可能性に関して一貫性を持った基準を提供できる体制の整備が必要である。そのことによって、留学による留年の回避の実現など、現状で顕在化している留学のバリアを除去することが必要である。

(2) 危機管理対策の明確化と体制の確立

派遣留学を積極的に推進するためには、学生並びにその保護者が安心して派遣留学を選択できるような体制が必要である。そのためには、危機管理マニュアルの作成は必須であり、派遣学生とその所属学部、さらに留学生センターが連携し、迅速かつ適切な対処ができる体制を作ることが早急に望まれる。

(3) 国際性を育てる教育の充実

派遣留学を希望する際にまず問題になるのは語学力である。特に日本人学生にとって英語圏の協定校が要求する英語力の基準を満たすことが難しく、学生の英語力の問題は英語圏の協定校との交流拡大を図る上で大きな障害となっている。本学が国内外において国際化・国際交流の推進を広く認識してもらうためには派遣留学の拡大が不可欠であるが、学生派遣交流の活性化は外国語教育の強化なしには達成することができないと思われる。したがって、学生の語学力向上を目指した語学教育の提供が早急に必要である。特に派遣留学先で活用できるアカデミックな外国語修得が可能になるように、外国語で行う講義の授業数の増加、少人数制クラスの編成、TOEFL 及び TOEIC を含めた英語検定活用のさらなる促進及び学生がこれらの試験を受験しやすくするための環境整備、留学生による TA 制度の導入、e-learning などの IT を活用した語学教育の拡大などについて全学的に検討することが望まれる。

また、アジア圏への派遣留学の拡大は、アジア地域を拠点とした国際的な大学作りを目指している本学にとって、早急に充実、発展させていかなければならない問題である。しかしながら、アジア圏への派遣留学を希望する学生数は決して多いとはいえず、その理由のひとつにアジア圏への留学を奨励するような教養、または専門科目のカリキュラムの不十分さが挙げられる。本学においてはアジア社会や文化を教授する人材が少なく、アジア・リテラシーを有する学生育成のための基盤が整っていない状態である。アジアを拠点とした国際交流の質の向上に向けて、アジアに精通した感覚や知識を持つ学生を育成し、できるだけ多くの学生がアジア圏の協定校で更なる知的交流ができるようなプログラムやカリキュラムの改革が早急に望まれる。

(4) 国際的活動の推進

現在本学の派遣留学期間は6ヶ月もしくは1年となっているが、2週間程度の短期語学研修プログラムなどを提供している学部もある。このような短期語学研修を推進することによって、6ヶ月もしくは1年の留学が困難な学生にも短期留学の機会を提供することが可能となるため、今後はその具体的な計画の立案が望まれる。また、JICA(国際協力機構)やCIEE(国際交流交換協議会)など、国際的教育貢献活動を支援する機関が主催する国際交流ボランティア活動などの紹介を行い、国際貢献意識を踏まえた留学の可能性について学生への周知に努める必要がある。また、このような活動自体への学生の理解を深め、その参加の推進を図るため、将来的には、例えばボランティア活動への参加を正式単位として認めるなどの方策の可能性も視野に入れる必要があると考えられる。

(5) 派遣留学の拡大に向けた広報活動の推進

現在、本学留学生センターでは地域別の派遣留学説明会や学習会などを実施している。 今後は、このような活動をさらに充実させ、留学に関する専門家などを招いた相談会、また留学フェアなどを定期的に開催し、より多くの学生に留学に対する興味を持ってもらうことが必要である。さらに入学時に留学に関する情報を提供するなど、低学年時に留学のマインドを持たせるとともに、たとえば2年次における留学を奨励することなどが考えられる。

(6) 協定校調査の実施とその成果の活用

本学の国際交流方針のひとつであるアジアを中心とした国際展開を具体化し、中国、韓国を中心とするアジア圏への派遣留学拡大を推進するべく、平成 16 年度より留学生センターがアジア圏の協定校調査に着手した。アジア圏の調査終了後は、ヨーロッパの協定校調査を行う予定である。最終的にはこれらの成果を生かし、より多くの学生が参照できるような地域別の協定校紹介パンフレットを作成、配布し、広報活動に生かしていくことが必要である。

Ⅲ 学術・研究の国際的連携のあり方

1 外国人教員・研究者の受け入れと支援

本学では外国人研究者の受け入れ、外国人教員や客員研究員の任用、外国人研修者、受け入れた客員研究員による講演活動等に関する各種支援を積極的に展開しているが、経費、設備、宿舎、会場等のハード面での制限がある。よりレベルの高い共同研究や国際的発信源としての活動を一層促進するために、制度、研究室・国際会議場等の交流施設、短期滞在・共同研究のため客員研究者の宿舎のさらなる整備が必要である。

2 教員の海外派遣の拡大と支援

教員の海外派遣の促進のためには、個人レベルだけでなく、学部・センター等、大学の派遣プロジェクトの成立及び国際交流協定校間等の組織的取り組みが必要である。また、JICAなどによる国際的教育貢献活動への積極的な参加も望まれる。

3 事務職員の海外派遣の支援

事務職員の国際交流関係業務による派遣数は、全体的に増加を示している。しかし、円滑で積極的な国際交流を推進するために、関連する職員の事務、言語、国際的対応能力等の向上を目的とした海外研修も含めて、支援を充実させるべきである。

4 海外の大学・研究機関との研究連携と支援

研究代表者あるいは共同研究者としての共同研究をより発展させるために、海外の研究者・実践者等を招聘して講演会等を開催し、研究交流を深めるとともに、諸外国の先端的科学技術、最新理論と方法を本学に導入するためのネットワークを構築する必要がある。

また、海外からの優秀な留学生の獲得および本学学生の海外留学・派遣のため、海外の大学、特に協定校とのより緊密な連携、交流体制の充実、または新たなニーズによる国際教育プログラムの設定が必要となる。

さらに、海外の大学との交流を円滑に行い、海外の科学技術・経済社会の最新動向を把握するため、海外の大学関係者の本学への訪問に際しての交流行事、海外の研究者による講演会及び共同開催の国際シンポジウムの支援をすべきである。

IV 国際交流協定のあり方

本学と外国の大学等教育研究機関(以下「相手機関」という。)との間に国際交流協定を締結する場合の基本的あり方を以下に定める。なお、実施に当たっての詳細等については、別途取扱要項で定めるものとする。

1 相手機関の種類とその選定

- (1) 相手機関には単独の大学等教育研究機関のほか、複数の大学群や大学連合組織を含むものとする。また、将来的には国際的大学連合組織へ参加することも検討する。
- (2) 相手機関の選定に当たっては、第一に本学の国際交流戦略に沿う内容(「学術交流」、「学生交流」または「国際貢献」)を有することが必要である。第二に相手機関が交流 内容を遂行するのに十分な教育研究の水準及び部局を有すること、また過去の交流実 績等があることが望ましい。
- (3) 上記の観点・戦略性に鑑みて、将来本学の発展に寄与できるような国際交流・国際

貢献を積極的に推進するための相手機関を開拓することに努める。

(4) 相手機関からの交流協定の申し込みがある場合に対しても、上記の観点を十分検討してその内容を決定するものとする。

2 協定の種類

- (1) 交流協定は原則として本学と上記の相手機関との間で締結する(学長等署名の大学間協定)。ただし、本学の部局(部局長)は、学長の承認の下で外国の大学等教育研究機関またはその部局等と協定(部局長署名の部局間協定)を締結することができる。
- (2) 大学間協定及び部局間協定は、本学の国際交流の基本的戦略に従い、少なくとも「学術交流」、「学生交流」または「国際貢献」等において十分な内容を有するものとする。

3 協定の手続き

- (1) 学長は、大学間の国際交流協定を締結・変更・終結の申請があった場合、その内容を関係部門会議に付議するものとする。
- (2) 部局長(所属教員が希望する場合を含む。)が大学間協定の締結・変更・終結を行いたい場合、別途要項に定められた必要資料を添付して、学長に申請する。なお、部局長が部局間協定の締結・変更・終結する場合には学長並びに関係部門会議に報告し、承認を得るものとする。
- (3) 協定書は、原則として「基本協定書」と具体の協定内容を記した「覚書」とする。
- (4) 協定書に使用する言語は、原則として日本語と相手機関のある国の言語とする。ただし、双方の合意のもとに英語を用いることができるものとする。
- (5) 協定の有効期限は、原則として5年とし、双方から特に終結の申し出がなく協定を 継続させる場合は5年毎に自動的に更新を行うものとする。ただし、協定を取り交わ したいずれか一方から協定終結の申し出があった場合は、半年の猶予期間をもって協 定が終結するものとする。
- (6) 有効期限内に大幅な協定内容の変更を行う場合の手続きは原則として協定締結の場合に準じるものとする。この場合、その協定変更から5年を新たな有効期限とする。

4 協定の評価

- (1) 協定の変更を行うか、または終結させるとき、当該協定の実効性等について交流内容の実績をふまえて学長に申請する。
- (2) 学長は関係部門会議に協定の実効性の評価を付託することができる。
- (3) 事務局の国際交流担当課は、関係教員等の協力を得て、相手機関との連絡調整にあたるとともに、交流内容の実績を平素より蓄積し、毎年定期的に国際交流の実績をホームページに掲載するなどをして、国際交流の状況を公表することに努める。

V 国際交流支援組織の充実と施設整備のあり方

1 国際交流支援組織の充実

(1) 国際戦略・推進部門会議の開設

本学における国際交流を推進する上で、研究者自身による国際間での連携をさらに 拡大、強化することに加え、これを円滑に遂行するためのサポート体制の充実は欠か せない。そのためには、全学横断的な国際活動を推進する国際戦略本部的な機能が必 要である。

平成18年度から、国際戦略本部に代わるものとして、国際戦略・推進部門会議が 設置されており、この会議がこの任を負うこととなる。

(2) 事務組織の充実

大学は、事務組織における教員・学生の海外派遣や留学に関わる交流協定書、取り 交わす文書などを対象国の言語で作成する作業がスムーズに行われるように、語学的 能力や国際感覚に長けた専門の職員の配置や職員の海外派遣についても積極的に進め る。

(3) 国際交流センターの設置

国際交流の実施組織として、現行の留学生センターを発展的に改組した国際交流センター(仮称)を設置し、これまでの学術交流、留学に関わる業務、特に留学生の受け入れ、本学学生の海外派遣、教員間の学術交流、事務職員のスキルアップなどに関する業務を一元化する。このことに併せて、それを支援する事務組織として留学生課を改組して国際交流課(仮称)を設置する。

また、国際交流センター(仮称)には、主に研究交流推進を目的とする国際交流コーディネーター及び協定大学等とのフォローアップ、アフターケア等の担当者を配置し、JICAをはじめ国際機関との連携を担当するリエゾン機能を加える。

2 施設整備のあり方

(1) 留学生、外国人研究者のための施設整備

外国人留学生のための宿舎の整備、確保やホストファミリーの委託により、安心して勉学に打ち込める環境作りも必要であろう。学生寮の改修計画を推進し、その中で、他の大学に見られるような日本人学生と外国人留学生の混住方式を盛り込むことも考えられる。また、外国人研究者向け宿舎の措置も必要である。即効的な方策としては、現在空室のある職員宿舎(旦野原構内宿舎、敷戸宿舎並びに挟間宿舎)を利用して、実現を図ることが考えられる。

また、学内のトイレ施設、無線 LAN をはじめ、ユニバーサル・デザインに基づく施設設備の改善が必要である。

(2) 国際交流施設の集中配置

国際交流センター(仮称)が有効に機能するために、関係する教員及び外国人研究者用の研究・交流施設並びに事務組織を1つの建物に集中して配置することが望ましい。

また、現在留学生と日本人学生が自由に交流できるユニークな場として機能している留学生談話室についても、同一の建物内に配置することにより、教員による指導が一層効果的に行えるようにする。

(3) 将来構想;海外における研究・教育拠点の立ち上げ

海外での学術交流を推進し、また、優秀な留学生を獲得するため、将来的目標としては、海外における研究・教育拠点を立ち上げることも次期中期計画に盛り込むべきである。この海外拠点においては、国際共同研究や外国人留学生に関するマーケティング(本学に期待するもの、最適条件は何か等)を併せて行い、世界に通用する大分大学の教育・研究を明確にする必要がある。

大分市の協力を得て設置した、中国武漢市の活動拠点の積極的な運用を進めると同時に武漢市に立地している大学との協定締結を積極的に進める。

VI 国際交流推進のための広報のあり方

国際交流のための広報に係わる方針

本大学の国際交流を推進させるためには国際的な広報活動の展開が重要であることは言うまでもない。今まで大学の広報活動としてはホームページ、大学概要、留学生センターの印刷物、留学フェアなどを通して学外への情報発信に努めてきたが、国際的視野に立つ広報活動の観点から現状で充分であるとはいえない。また、学内でも相互に国際交流に関する情報交換をする機会や場がなく、学内での教職員・学生たちへの情報提供が充分に周知されていないことも事実である。

広報方法の多様化が進んでいる現在、印刷物だけでなく様々な電子媒体の有効利用も必要である。各種の企画や講演等のCDやDVD化による記録と配布、ホームページを介してのこれらの活動の公開、留学生による本大学の広報等を実施する。

以下、今後のあるべき本学の広報活動について提言する。

1 大学ホームページの充実と活用

まず、今の英語版ホームページを更に充実させ、中国語版と韓国語版のホームページも開設する。優秀な留学生獲得のため、入試情報の提供も重要であり、現在の情報提供の方法を

改善する必要がある。また、現在、トピックスなどで、国際交流の報告が一部公開されているが、新たに国際(学術・学生)交流に関する情報・広報が提供できるよう、以下の点を含めた項目をたてる。

- (1) 海外研修・留学に関する情報を提供
- (2) 国際交流事業、研究者の派遣・受け入れに関しての報告
- (3) 国際共同研究の成果報告
- (4) 国内外の学会などでの高い研究評価や受賞、特許取得等の報告
- (5) 招へい研究者による情報提供とその成果に関する広報

2 地域に向けた広報活動

- (1) 本学開催の国際・国内会議での市民向けシンポジウム等の広報を行う。
- (2) TV・地元紙を含む新聞を利用した国際交流の広報を行う。
- (3) 一般向けの地方誌を利用した広報を行う。例えば、留学生を活用して出身国の話題や 観光案内等も含めた内容のものを掲載する。

3 海外での広報活動

- (1) 帰国した留学生の追跡調査を行い、留学生のデータベースを構築する。また、世界各地域での同窓生の組織化を支援するとともに、大学の各種情報をインターネットにより配信することにより本学との関係を維持し、元留学生の人脈を利用した共同での国際的な教育・研究への発展の足がかりとする。その組織が海外、とりわけアジアにおける拠点となり、本学の広報活動の一翼を担うことを目指す。
- (2) 本学は米国での NAFSA(National Association of Foreign Student Advisors:現 Association of International Educators)と国内の留学説明会には継続的に参加しているが、今後、EAIE(European Association for International Education)等、もっと多くの国際交流会議や留学生フェアにも積極的に参加し、本大学の広報活動を行う。
- (3) 国際交流協定校で本大学に関する情報・資料掲示ができるよう働きかける。また、 本大学のホームページと協定校のホームページをリンクして、WEB上でのアクセスを 容易にする。

VII 国際交流推進のための財政的支援のあり方

国際交流を積極的に展開するためには、その経費を充分に確保する必要があるが、本学の国際交流における財源としては、運営費交付金や国際交流・学術振興基金、留学生友の会、科学研究費補助金、寄付金等の外部資金により国際交流を推進しているものの、現時点では国際交流を推進する財源としては充分とはいいがたい。

運営費交付金の財源については、本学の財政状況を勘案すると、効率化係数などの財源

減の要素があり、国際化の重要性を考えたとしても大幅な財源確保は見込めないものと思われる。

また、総論(基本的事項)の(3)で述べられている国際交流基金の拡大については、 現在、国際交流・学術振興基金として、

- ① 学生の海外派遣・留学生の受入に対する助成
- ② 研究者等の海外派遣事業に対する助成
- ③ 外国人研究者等の招聘に対する助成
- ④ 研究集会等の開催及び共同研究等の実施に対する助成
- ⑤ 国際交流協定校との交流経費

等に使用できるよう定められている。

基金設置の際の運営の基本的事項として果実により実施するとした目的が、現低金利政策により原資を取りくずして運営されている状況にある。このため、財源が極端に減少し益々国際交流の支援が困難になっているため、基金の再募集を行うなど財源確保を今後早急に検討する必要がある。

留学生友の会については、再度、学内、学外に対して新会員の募集を実施し財源確保に 努めるよう期待する。これに伴って、国際交流・学術振興基金との総合的な調整を行って、 留学生への支援の充実を図る。

また、科学研究費補助金、寄付金等の外部資金による研究者間の国際交流も積極的に推進する必要があるが、今後の国際交流の重要性を考慮すれば、運営費交付金以外の財源確保方策を早急に検討する必要がある。